

第10回「送配電コンプライアンス委員会」議事要旨

1. 日 時

2023年10月18日（水）13:35～14:50

2. 委 員

一般送配電事業者（10社）の社長、送配電網協議会事務局長、外部より招聘した弁護士および公認会計士（各1名）

3. 議事要旨

（1）部門間連携とチェックの仕組み

- ・ 部門間連携では、システム開発や事業運営における責任箇所の明確化や通常業務において事業部門から行為規制部門に相談出来ることが重要との意見があり、主たる責任箇所を考慮して整理するとともに、平時から事業部門と行為規制部門がしっかりとコミュニケーションをとり、事業部門が能動的に行為規制部門と連携する体制を考えていくこととした。
- ・ 他社で発生した不適切事案やヒヤリハット事例は、自社の仕事を点検するにあたり最も参考になるとの意見があり、業界大相互チェックの内容も含め、他社事案の共有方法について引き続き検討することとした。
- ・ 行為規制遵守にかかる三線モデルでは、行為規制部門が機能していることが特に重要との意見があり、各社においても行為規制部門が実効性を持って機能するように実務面の整理を進めることとした。

（2）災害時における新電力とのイコールフットィング

- ・ 災害時対応においては、小売電気事業者に共有する情報項目を限定するとともに対応終了後の情報廃棄等の運用を徹底することにより、厳格な情報管理の下、災害時連携を行っていくことを改めて確認した。
- ・ 実務面の課題については、別途、実務所管で詳細検討を進めることとした。

（3）外部システムの活用に関する情報管理体制

- ・ 各社が利用している外部システムの情報管理体制の考え方について議論し、非公開情報に相当する情報を取り扱うシステムを管理対象とすることについて確認した。

（4）行為規制遵守を目的としたシステム監査

- ・ 行為規制遵守を目的としたシステム監査の定義として、システム開発に留まらずシステム管理やシステム利活用の面においても行為規制や個人

情報保護等に合致していることを確認していくこととした。こうした定義の下、各社のシステム監査においては、個社の状況を踏まえたリスク評価を実施したうえで監査を進めることとした。

(5) 委託先管理に関する考え方の見直し

- ・ 委託先との契約書には、必要と認められる場合に発注元が現地確認を行う旨の規定を追加し、委託先への抑止力を働かせることを確認した。

(6) システムの物理分割に向けた検討状況

- ・ システムの物理分割に向けた各社の検討状況を整理し、引き続き、各社の課題等も共有しながら、行為規制がしっかりと担保される方法で対応を進めていくこととした。

以 上